

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号の 13



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規

## 則

- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※） (税務課取扱い) 1  
○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※） (会計課取扱い) 6

## 規

## 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第24号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「手形交換所に準ずる制度を利用して指定金融機関と交換決済をすることができる銀行を含む。」を削り、「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行」に、「先日付け」を「先日付」に改め、同項第2号中「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行」に改め、同号イ中「裏書き」を「裏書」に改め、同項第3号中「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行」に改める。

第8条の2を削る。


第18条第3項を削り、同条第4項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第11条の4第6項」を「附則第11条の4第4項」に改め、同項を同条第4項とする。

第18条の2第4項を削り、同条第5項中「附則第11条の4第5項」を「附則第11条の4第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第11条の4第7項」を「附則第11条の4第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

第18条の4の表中「附則第11条の4第2項、第5項及び第7項」を「附則第11条の4第3項及び第5項」に、「附則第10条第16項」を「附則第10条第14項」に改める。

第36条の8の2第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改める。

別記第12号様式（その1）一般（手書）用（裏面）及び（その1）一般（電算出力）用（裏面）中「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削り、同様式（その1）一般（電子収納）用（表面）中「鹿児島県原符兼払込金受領書」を「鹿児島県原符兼払込金受領証」に、「受領書が」を「受領証が」に改め、同様式（その1）一般（電子収納）用（裏面）及び（その2）法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税用（裏面）中「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削り、同様式（その3）自動車税

種別割用（表面）中「領収済通知書」を  領収済通知書 に、「鹿児島県原符兼払込金受領書」を「鹿児島県原符兼払込金受領証」に、「受領書が」を「受領証が」

「 次のものは無効  
です。」

- 1 登録番号, 有効  
期限の欄等に\*★  
印があるもの。
- 2 領収日付印のな  
いもの。
- 3 有効期限を経過  
したもの。」

「 次のものは無効です。」

- 1 登録番号, 有効期限  
の欄等に\*★印がある  
もの。
- 2 領収日付印のないも  
の。
- 3 有効期限を経過した  
もの。
- 4 右の領収年月日が,  
年 月 日  
を過ぎたもの。」

に, を に改め, 「次の場合には押印しな  
」


いください。], 「1 税額を訂正した場合」及び「2 納期限(延滞金計算日の表示がある  
ときは, その日)の翌日以降に収納した場合」を削り, 同様式(その3)自動車税種別割用  
(裏面)中「, 三井住友信託銀行」, 「三井住友信託銀行の一部の支店を除き,」及び「三井住  
友信託銀行の一部の出張所及び」を削り, 「○ 地域振興局及び支庁」

を 「○ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関  
○ 地域振興局及び支庁」に,

「 <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html> 」を

「 <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>  
※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。」に改め, 同様式(そ

の3)自動車税種別割(定期賦課)用(表面)中「 領収通知書」を

「  領収通知書 に, 「鹿児島県原符兼払込金受領書」を「鹿児島県原符兼払込金受  
」

「 次のものは無効  
です。」

- 1 登録番号, 有効  
期限の欄等に\*★  
印があるもの。 を
- 2 領収日付印のな  
いもの。
- 3 有効期限を経過  
したもの。」

領証」に, 「受領書が」を「受領証が」に,

「 次のものは無効です。」

- 1 登録番号, 有効期限  
の欄等に\*★印がある  
もの。
- 2 領収日付印のないも  
の。
- 3 有効期限を経過した  
もの。
- 4 右の領収年月日が,  
年 月 日  
を過ぎたもの。」

に改め, 「次の場合には押印しないでください。], 「1 税額を

訂正した場合」及び「2 年8月1日以降に収納した場合」を削り, 同様式(その3)  
自動車税種別割(定期賦課)用(裏面)中「, 三井住友信託銀行」, 「三井住友信託銀行の一  
部の支店を除き,」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削り,

「○ 地域振興局及び支庁」を

「○ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関  
○ 地域振興局及び支庁」に,

「 <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html> 」を

「 <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html> 」に改め、同様式（そ

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）」に改め、同様式（その3）自動車税種別割（手書）用（裏面）及び（その4）自動車税環境性能割用（裏面）中「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削る。

別記第64号様式中

課税標準総額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	所得割		
		付加価値割		
		資本金割		
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	収入割		
		所得割		
		付加価値割		
		資本金割		
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	収入割		
		所得割		
		付加価値割		
		資本金割		

を

課税標準総額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	所得割		
		付加価値割		
		資本金割		
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	収入割		
		所得割		
		付加価値割		
		資本金割		
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	収入割		
		所得割		
		付加価値割		
		資本金割		
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業	収入割		
		所得割		
		付加価値割		

に、

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税	課税標準額		
	税額		

を

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税	課税標準額		
	税額		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税	課税標準額		
	税額		

に改

める。

別記第74号様式中「附則第11条の4第2項、附則第11条の4第5項、附則第11条の4第7項」を「附則第11条の4第3項、附則第11条の4第5項」に改める。

別記第77号様式中

- 「 3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得  
 4 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当

該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施」を

「 3 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施」に、

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施 設 の 所 在 地			
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円	減額を受けようとする税額	円
	施 設 の 取 得 年 月 日	年	月	日
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	譲 渡 の 対 価 の 額	円
			譲り受けた個人の氏名	
譲り受けた個人が居住の用に供した年月日	年 月 日	減額を受けようとする税額	円	

を

宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	譲 渡 の 対 価 の 額	円
			譲り受けた個人の氏名	
譲り受けた個人が居住の用に供した年月日	年 月 日	減額を受けようとする税額	円	

に改める。

別記第78号様式(その2)中

- 「 3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得  
 4 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当  
 5 譲渡担保財産の取得の実施

該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施」を

「3 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事並びに当該住宅及び当  
4 譲渡担保財産の取得の実施

該住宅の用に供する土地の個人に対する譲渡の実施」に、

耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施及び当該住宅の用に供する土地の取得	耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

を

耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施及び当該住宅の用に供する土地の取得	耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、第36条の8の2第2項の改正規定、別記第12号様式（その1）一般（手書）用（裏面）及び（その1）一般（電算出力）用（裏面）の改正規定、同様式（その1）一般（電子収納）用（裏面）及び（その2）法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税用（裏面）の改正規定、同様式（その3）自動車税種別割用（裏面）の改正規定（「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削る部分に限る。）、同様式（その3）自動車税種別割（定期賦課）用（裏面）の改正規定（「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削る部分に限る。）、同様式（その3）自動車税種別割（手書）用（裏面）及び（その4）自動車税環境性能割用（裏面）の改正規定並びに別記第64号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の鹿児島県条例施行規則第18条、第18条の2及び第18条の4並びに別記第74号様式、別記第77号様式及び別記第78号様式の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(旧様式の使用)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第25号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

第49条の2の見出し中「県税」の次に「等」を加え、同条第1項各号列記以外の部分中「県税の」を「県税その他の歳入（以下この条において「県税等」という。）の」に、「県税収納嘱託員」を「県税等収納嘱託員」に改め、同項第1号中「県税」の次に「等」を加え、同項第2号及び第3号中「税出納員」を「出納員等」に改め、同条第2項中「県税収納嘱託員」を「県税等収納嘱託員」に、「税出納員」を「出納員等」に改め、同条第3項中「県税収納嘱託員に県税収納嘱託員の証票」を「県税等収納嘱託員に県税等収納嘱託員の証票」に改め、同条第4項中「県税」の次に「等」を加え、同条を第49条の3とし、第49条の次に次の1条を加える。

（収納事務の委託基準）

第49条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託した実績があること。
- (2) 収納した現金に係る事項を正確に記録し、県に遅滞なく報告すること及び収納した現金を県に遅滞なく払い込むことができる体制を有すること。
- (3) 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる十分な事業規模を有し、かつ、経営状況が良好であること。
- (4) 個人の情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

第3章第1節中第57条の次に次の1条を加える。

（適格請求書）

第57条の2 歳入徴収者は、納入義務者から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項に規定する適格請求書の交付を求められた場合は、納入内訳書（別記第42号様式の3）を納入義務者に交付しなければならない。ただし、当該納入内訳書に係る歳入が消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第70条の11各号に掲げる事業に係るものであるときは、納入内訳書に代えて、同法第57条の4第2項に規定する適格簡易請求書（次項において単に「適格簡易請求書」という。）に相当するものを交付することができる。

- 2 歳入徴収者は、前項の規定により交付した納入内訳書又は適格簡易請求書に相当するもの（以下「納入内訳書等」という。）に係る歳入について、変更を行う場合は、変更した納入内訳書等を納入義務者に交付しなければならない。
- 3 前2項の規定により交付した納入内訳書等の記載事項に誤りがあつた場合には、修正した納入内訳書等を納入義務者に交付しなければならない。
- 4 前3項の規定により納入内訳書等を交付する場合は、納入内訳書等発行簿（別記第42号様式の4）により整理しなければならない。ただし、これらの項の規定により適格簡易請求書に相当するものを交付する場合は、別に定めるところにより整理することができる。

第112条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、別に定める証拠書類については、押印を省略することができる。

第144条第1号中「県税収納嘱託員」を「県税等収納嘱託員」に改める。

別表第1収支かいの表中央児童相談所の項の次に次のように加える。

北部児童相談所	出納員	庶務を担当する係長
---------	-----	-----------

別表第1収支かいの表計量検定所の項中「庶務を担当する課長」を削り、同表武岡台養護学校の項中「武岡台養護学校」を「武岡台特別支援学校」に改め、同表鹿児島養護学校の項中

「鹿児島養護学校」を「鹿児島特別支援学校」に改め、同表皆与志養護学校の項中「皆与志養護学校」を「皆与志特別支援学校」に改め、同表桜丘養護学校の項中「桜丘養護学校」を「鹿児島南特別支援学校」に改め、同表指宿養護学校の項中「指宿養護学校」を「指宿特別支援学校」に改め、同表南薩養護学校の項中「南薩養護学校」を「南薩特別支援学校」に改め、同表串木野養護学校の項中「串木野養護学校」を「串木野特別支援学校」に改め、同表出水養護学校の項中「出水養護学校」を「出水特別支援学校」に改め、同表加治木養護学校の項中「加治木養護学校」を「加治木特別支援学校」に改め、同表牧之原養護学校の項中「牧之原養護学校」を「牧之原特別支援学校」に改め、同表鹿屋養護学校の項中「鹿屋養護学校」を「鹿屋特別支援学校」に改め、同表中種子養護学校の項中「中種子養護学校」を「中種子特別支援学校」に改め、同表大島養護学校の項中「大島養護学校」を「大島特別支援学校」に改める。

別表第 7 中

調定票	10年	を
調定票	10年	
納入内訳書等の写し	10年	に
納入内訳書等発行簿	10年	

改める。

別記第 19 号様式その 1（裏），その 2（裏），その 3（裏）及びその 4（裏）中「，三井住友信託銀行」，「三井住友信託銀行の一部の支店を除き，」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削る。

別記第 24 号様式中「第 49 条の 2 関係」を「第 49 条の 3 関係」に改める。

別記第 35 号様式の 2 中「第 49 条の 2 関係」を「第 49 条の 3 関係」に改め、同様式（表面）中「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に改め、「県税」の次に「等」を加える。

別記第 42 号様式の 2 の次に次の 2 様式を加える。

第 42 号 様 式 の 3 (第 57 条 の 2 関 係)

納 入 内 訳 書

発行番号 \_\_\_\_\_

発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

納入義務者 \_\_\_\_\_ 様

鹿児島県 登録  
番号 

--	--	--	--

所属 \_\_\_\_\_

所属  
コード \_\_\_\_\_

調定番号 \_\_\_\_\_

取引年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	税 率
合 計					

内 訳 \ 区 分	合 計	う ち 消 費 税	う ち 税 外
10%対象			
8%対象			
非課税等			
計			

備考欄



第 42 号 様 式 の 4 (第 57 条 の 2 関 係)

納 入 内 訳 書 等 発 行 簿

継 続 番 号		決 裁		発 行 番 号	納 入 義 務 者 名	調 定 番 号	納 入 内 訳 書 の 種 類			従 前 の 発 行 年 月 日 及 び 発 行 番 号 (納 入 内 訳 書 を 変 更 ・ 修 正 す る 場 合)	摘 要
番 号	年 月 日	決 裁 者 (係 長)	担 当 者				当 初	変 更	修 正		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
0											

別記第 54 号様式（裏）中「三井住友信託銀行」、「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、」及び「三井住友信託銀行の一部の出張所及び」を削る。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 49 条の 2 の改正規定、同条を第 49 条の 3 とし、第 49 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 144 条第 1 号、別記第 19 号様式、別記第 24 号様式、別記第 35 号様式の 2 及び別記第 54 号様式の改正規定並びに附則第 3 項の規定 公布の日
  - (2) 第 112 条第 1 項第 1 号及び別表第 1 収支かいの表の改正規定並びに次項の規定 令和 5 年 4 月 1 日
  - (3) 目次の改正規定、第 57 条の次に 1 条を加える改正規定、別表第 7 の改正規定及び別記第 42 号様式の 2 の次に 2 様式を加える改正規定 令和 5 年 10 月 1 日
- 2 知事は、改正前の鹿児島県会計規則第 3 条の規定により桜丘養護学校の長に委任した事務のうち、令和 4 年度の予算に係る支出に関する事務であって前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則第 3 条の規定にかかわらず、鹿児島南特別支援学校の長に委任したものとする。
- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第 19 号様式及び別記第 54 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。